

【小学校上学年・中学校・高校】

実際の指導に当たっては、児童生徒の発達段階に応じて内容・資料等を工夫してください。

(1) 題材 自分たちのもっている権利について学ぼう ～世界人権宣言（子どもの権利条約）～

(2) 本時のねらい

- ・身近な話題を通して具体的な権利を示した世界人権宣言（子どもの権利条約）に触れ、自分たちの生活と持っている権利の関係について理解を深める。
 - ・身の回りで起こったできごと等を権利の視点から検証し、根拠を持って問題点を指摘することができる。
- ＊普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチの往還

(3) 育てたい資質・能力

- ・人権に関する国内法や条約等に関する知識（知識）
- ・適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能（技能）
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能（技能）

(4) 準備

世界人権宣言版（子どもの権利条約版）「権利のカード」(※ICT機器での提示可)
新聞記事等、ワークシート

(5) 本時の展開

学習活動	指導上の留意点	評価(☆) 資質・能力(※)
<p>1 本時の学習課題を捉える。</p> <p>○自分たちがどんな権利を持っているか考え、全体で発表する。</p>	<p>○話合いの約束(参加・尊重・守秘)を確認し、話し合う意欲を高める。</p> <p>○わがままと思われる内容も自由に発言させ、権利とは何か考えるきっかけとする。</p>	
<p>2 身近な話題と権利とのつながりを考える。</p> <p>○「権利のカード」を使って話し合う。</p> <p>(1)4人程度のグループを作る。</p> <p>(2)トリピーの面を表にしてカードを並べる。</p> <p>(3)順番に好きなカードを選び、選んだ人からカードの質問について話す。</p> <p>(4)全員が話し終わったら、カードの裏面を読み、どんな権利と関係があるのか確かめ、ワークシートに記入する。終わったカードは権利の面が見えるように置く。</p> <p>＊時間まで(3)～(4)を繰り返す</p>	<p>○4人程度のグループで話し合いを行い、話せる・聞いてもらえる体験をさせるとともに、日常生活と権利との関わりについて気付かせる。</p> <p>○権利の内容が分かりにくい場合は、資料1を配布する。</p>	<p>※適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能(技能)</p>

<p>3 資料1・2を読んで考える。 ○世界人権宣言(子どもの権利条約)について教師の説明を聞く。</p>	<p>普遍的な視点からのアプローチ ○世界人権宣言(子どもの権利条約)について資料1・2を使って簡潔に説明する。 ○次のことを児童生徒に問いかけ、考えさせる。 ・条文に書かれている権利が守られなければ、私たちの生活はどのように変わってしまうでしょうか。 ・条文に書かれている権利が守られていない時や人はいないでしょうか。</p>	<p>※人権に関する国内法や条約等に関する知識(知識)</p>
<p>4 国内外の人権問題に関する新聞記事、人権作文等を読んで話し合う。 ①権利の視点で内容を捉え話し合う。 ②教師の話聞く。</p>	<p>個別的な視点からのアプローチ *新聞記事等の内容は人権問題に限らず、文化や習慣等でもよい。 ○次の点に着目して意見交換させる。 ・「誰の」「どんな権利が」「守られている」「守られていない」 ○「守られていない権利」を保障するためにできることを教師が説明する。 *児童生徒が考えたことを発表させてもよい。 ○様々な権利の実現に多くの人に関わった歴史や制度(社会のあり方)等について話し、自分たちが持っている権利を実現させていくことの大切さについて補足する。</p>	<p>☆権利をもとに不平等について考え根拠をもって問題点を指摘することができる。(思考・判断・表現) ※人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能(技能)</p>
<p>5 振り返りを行う。</p>	<p>○本時の学習で分かったことや考えたことをペアで振り返る。</p>	

【参考】鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―(平成29年3月)より一部抜粋

<p>(1) 権利を基礎にすえること ― 自分の権利に気づく ―</p> <p>このように、国際社会の中で議論されてきた人権教育の諸原則を振り返ってみたとき、日本の私たちに最も重要なのは「権利を基礎にすえたアプローチ」の原則といえます。これは、条約や法を学ぶことを通じて、自らがどんな権利を持っているのかを正しく理解することが人権教育において重要であるという原則です。これは、権利が守られていると感じた時それを良しと評価するとともに、権利侵害を受けた時その不当性に気づき、権利の回復を求めて行動することは正当な行為である(わがままな行為とは区別される)と確信できる「権利の主体」意識を確立すること、すなわち学習者のエンパワメントを可能にする方法でもあります。</p> <p>具体的な人権の基準を正しく理解すれば、自らの経験や身の回りで起こったできごと、文化や習慣等を「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見したり、自らのありようをふりかえったりする力をつけることができます。</p> <p>また、法や条約に記された人権は、みんながそれを大切にしようとして合意して決めた(正当性を認めた)ものなので、お互いにそれを実現するために努力する「責任」があります。また、自分自身が人間として尊重されたいと願うならば、同じように、自分以外のすべての人の人権も尊重しなければなりません(=「人権共存」)。</p> <p>誰もが有する人権を正しく理解し、「権利」と「責任」を持つ主体として、多様な問題解決に取り組むことが私たち一人ひとりに求められているのです。</p>
--

○話し合った質問に関係の深い権利を書きましょう。

質 問	条 項
① どんなときに幸せを感じますか？	
② 友だちと同じところ、違うところはどんなところですか？	
③ 最近、気になった事件・事故はなんですか？	
④ あなたの生きがい(目標)は何ですか？	
⑤ あなたはどんなときに自由を感じますか？	
⑥ あなたは困ったときに誰に相談しますか？	
⑦ 裁判員制度、選ばれたら参加しますか？	
⑧ 無責任なうわさ話で悲しい思いをしたことがありますか？	
⑨ 行ってみたい・住んでみたい場所がありますか？	
⑩ 日本は平和な国だと思いますか？	
⑪ 理想のパートナーはどんな人ですか？	
⑫ 特殊詐欺、騙されない自信はありますか？	
⑬ 楽しいことを考えるコツはありますか？	
⑭ 新聞・雑誌・ネットの記事、どんな内容が読みたいですか？	
⑮ どんなグループやイベントだったら参加したいですか？	
⑯ 若者の投票率を上げるにはどうすればよいですか？	
⑰ 今、学んでいること(チャレンジしたいこと)はありますか？	
⑱ 小学生のときに憧れた(なりたかった)職業は何ですか？	
⑲ 休みの日はどのように過ごしていますか？	
⑳ 健康のためにやっていることはありますか？	
㉑ 小学生のとき好き(得意)だった教科は何ですか？	
㉒ 心に残っている音楽・演劇・美術作品などはありますか？	
㉓ 約束事を守るために気を付けていることはありますか？	
㉔ 「表現の自由」と「プライバシー」どちらを優先しますか？	

質問	条項	説明
①	第1条	人間の本质 子どもたちは生まれつき、誰もがみな自由であって、いつもわけへだてなく扱われるべきです。
	第6条	人として認められる どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。
②	第2条	差別はダメ もし、あなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもちます。
③	第3条	安全に暮らせる あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利を持っています。
④	第4条	奴隷はダメ 誰にもあなたを奴隷にする権利はありません。あなたも誰かを自分の奴隷にすることはできません。
	第5条	拷問はダメ あなたを拷問する、つまり、あなたを痛めつけて苦しめる権利は誰にもありません。あなたも、誰であれ人を拷問することは許されません。
⑤	第7条	法は人を平等に扱う 法律はすべての人に対して同じ働きをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。
⑥	第8条	裁判所の助けを受けられる 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身に起こったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。
	第9条	取調べは手続きを守って 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、誰にもありません。
⑦	第10条	裁判は公正に あなたがもし裁判にかけられるようなことがあっても、その裁判は秘密に行われてはなりません。あなたを裁く人は、誰からも指図を受けてはなりません。
	第11条	容疑者=犯人とは限らない あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があると訴えられたとき、常に自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、誰にもありません。
⑧	第12条	プライバシーは守られる もし誰かが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものを無理やり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。
⑨	第13条	住みたいところに住める あなたは自分の国の内を、好きなように行ったり来たりする権利を持っています。あなたは自分の国を離れて、別な国へ行く権利を持っています。またそうしたければ、再びもとの自分の国へ戻ることもできます。
	第15条	国籍を持てる(選べる) あなたは一つの国の国民となる権利を持っています。また、誰ももっともな理由がないのに、あなたが自分で願って他の国の国民になろうとするのを妨げることはできません。
⑩	第14条	危険な国からは避難できる もし誰かがあなたに害を加えて苦しめるときには、あなたは別の国へ行って、あなたを守ってくれるようにたのむ権利を持っています。あなたが誰かを殺したり、あなた自身がここに書かれていることを大切に、守らないときには、あなたはそのような権利を持ちません。
⑪	第16条	結婚は2人で決められる だれでも結婚して、家庭をつくる権利を持っています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、まったく関係ありません。誰もが結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利を持つのです。誰も誰かを無理やり結婚させることはできません。あなたの国の政府はあなたの家庭とその成員を守るべきです
⑫	第17条	財産をむやみに奪われない あなたは、他の誰もとと同じように、いろんなものを自分のものとして持つ権利を持っています。誰にもそれをあなたから奪いとる権利はありません。

⑬	第 18 条	思想・良心・宗教は自由 あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、一人で、あるいは他の人々と一緒に、望むとおりに信じて行う権利を持っています。
⑭	第 19 条	表現は自由 あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利を持っています。誰もあなたがそうするのを禁止することはできません。 あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。
⑮	第 20 条	集会・結社は自由 誰も人を何かの集団に無理やり所属させることはできません。誰でも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利を持っています。
⑯	第 21 条	政治に参加できる あなたは、例えば政府の一員となることによって、あるいはあなたと同じ考えをもつ政治家を選ぶことによって、あるいはあなたの選択を自由に投票によって示すことによって、あなたの国の事柄に積極的に参加する権利を持っています。 これらの行為は、すべての人々の意志を、投票した人が誰の名前を書いたかを知られることがない自由な投票によって表現するものです。投票は性別に関わりなく平等で、誰もが行うことができます。
⑰	第 22 条	人間性を発展させられる あなたが住んでいる社会は、あなた及びあなたの国に住んでいるすべての人に与えられているあらゆる便宜（文化にかかわる、お金の面での、身を安全に守るうえでの）を、あなたが発展させ、享受するのを助けるべきです。
⑱	第 23 条	自由に豊かに働ける あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。 性別に関係なく誰もが同じ仕事をする場合、同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。
⑲	第 24 条	しっかり休める 労働時間はあまり長すぎではありません。というのは誰もが休息する権利をもっているのであり、定期的に給料をもらいながら休みを取ることができるべきだからです。
⑳	第 25 条	健康を保てる あなたは、仕事がないために、病気であるために、年を取ったために、あなたのパートナーが亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことがらのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利を持っています。
㉑	第 26 条	良い教育を受けられる あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利を持っています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰を持っているか、出身国がどこであるかに関係なく、誰とでも仲良く生活しつづけることを教えられるべきです。 あなたの保護者は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利を持っています。
㉒	第 27 条	文化を楽しむ あなたが芸術家であろうと、作家であろうと、科学者であろうと、あなたはあなたの作品を自由に他の人と分かち合い、共同で行った事柄から利益を得ることが許されるべきです。 あなたの作品はあなたのものであるべきであり、あなたはそれらから利益を得ることが許されるべきです。
㉓	第 28 条	宣言の実現を求められる あなたの権利や自由があなたの国において、また世界の他の国々において尊重されるために、それらの権利や自由を十分に保護することのできる「秩序」がなければなりません。
㉔	第 29 条	他人の権利も大切に あなたは、あなたの人間らしさを発展させることを認める人々の中に住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っています。
	第 30 条	権利を奪う〈権利〉はない 世界のあらゆるところにおいて、どんな社会も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた権利や自由を無効なものにしようなどとすることは許されません。

※質問に対する条項は、特につながり深いものを挙げています。他にもどの条項とつながりがあるか考えてみましょう。

世界人権宣言

○ 世界人権宣言とは

「世界人権宣言」は法の下での平等、自由権、社会権等の権利をリストにしたもので、これらが国や性別、民族等の属性にかかわらず、すべての人が享受すべき「共通の基準」（＝人権）であることを世界で初めて示したものです。

世界人権宣言は、1948(昭和 23)年、国際連合によって「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として採択されました。この宣言は、前文と 30 条の条文から成り立っています。

【世界人権宣言でうたわれていること】

市民的・政治的権利

法の下での平等、思想や表現の自由など

経済的・社会的・文化的権利

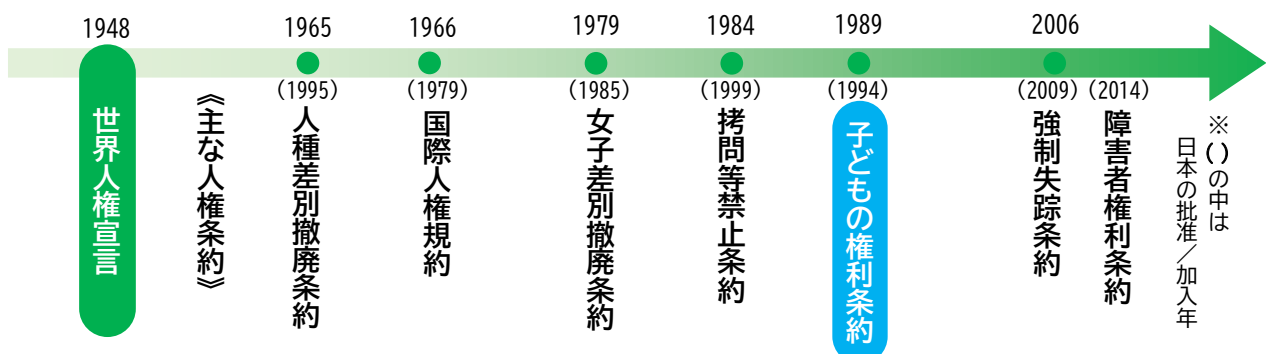
教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利など



○ 世界人権宣言は、なぜできたの？

20 世紀に起きた二つの世界大戦では、多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられるような出来事も多く発生しました。こうした悲劇を二度と繰り返してはならないという反省から、1945(昭和 20)年、国際連合(国連)が設立されました。また、人権を守ることは世界平和にもつながるという考えから、1948(昭和 23)年 12 月 10 日、第 3 回国連総会で世界人権宣言が採択されました。

世界人権宣言は、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。また、世界人権宣言をもとに多くの人権条約が制定されています(下記年表を参照)。さらに、地球上の誰一人取り残さないことを目指して 2015(平成 27)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」も世界人権宣言をその基礎の一つとしています。



日本国憲法とともに、これらの人権条約に保障されている諸権利は、人類の長い年月にわたる自由獲得の努力の成果として世界で共有されてきたものです。

私たちの日常の暮らしの中に起こる人権侵害を考える時の「共通の基準」になります。

○話し合った質問に関係の深い権利を書きましょう。

質 問	条 項
①おとなになるってどういうこと？	
②友だちと同じところ、違うところは、どんなところですか？	
③自分や友だちの気持ちが大切にされていると思うのはどんな時ですか？	
④褒められてうれしかったこと、叱られて悲しかったことは何ですか？	
⑤自分や友だちの生命が大切にされていると思うのはどんな時ですか？	
⑥自分の名前には、どんな思いが込められていると思いますか？	
⑦住んでみたい国はありますか？	
⑧言いたいことが言える相手や場所はありますか？	
⑨友だちが思っている自分と、自分が思っている自分で違うところはありますか？	
⑩どんなグループやイベントだったら参加したいですか？	
⑪誰にも邪魔されない自分だけの時間や場所がありますか？	
⑫本・新聞・テレビ・ネットなどでどんな情報が知りたいですか？	
⑬バリアフリーやユニバーサルデザインなどで身近にどんなものがありますか？	
⑭健康のためにしていることはありますか？	
⑮病気やケガの治療に携わっている方々に感謝の気持ちを伝えよう！	
⑯小中学校の教科書代は、誰がどんな思いで負担していると思いますか？	
⑰得意な教科・苦手な教科は何ですか？	
⑱休みの日はどのように過ごしていますか？	
⑲学生時代にアルバイトをするならどんな仕事をしてみたいですか？	
⑳あなたにとって平和とは何ですか？	

質問	条項	説明
①	第1条	子どもは18歳未満 この条約では18歳になっていない人を子どもとします。
②	第2条	差別されない 子どもは、人種、性別、文化、意見、障がい、生まれたところなどの理由で差別されません。国はできることを全てします。
③	第3条	その子どもにとって最もよいことを 子どものために何かを行うときは、その子どもにとって最もよいことは何かを考えた上で行います。
④	第5条	親（保護者）はふさわしい指導を 親（保護者）は、その子どもの成長のためにふさわしい指導をする責任と権利があります。
⑤	第6条	一人一人の子どもの生命を大切に 子どもの生命は大切にされます。子どもの生命が大切にされ、子どもが成長できるよう、国はできるだけのことをします。
⑥	第7条	名前と国籍を持てる 生まれた子どもは、名前と国籍を持てます。また、できるだけ親を知り、親によって育てられます。
	第8条	国籍や名前などは大切にされる 子どもの国籍や名前などは大切に扱われます。これらが大切に扱われていない時は、国はなるべく早くよい状態にします。
⑦	第11条	自分の国で暮らせる 子どもは自分の国で暮らせます。国は、子どもが外国に連れ去られたり、外国から帰れなくなったりしないようにします。
⑧	第12条	自分の意見を表明できる 子どもは自分の意見を表明できます。子どもの意見は、子どもの成長ぐりにあわせて大切にされます。
⑨	第13条	自由に表現できる 子どもは色々な方法で情報を手に入れたり、表現したりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。
⑩	第15条	集会を開ける 子どもは自分たちの会を作ったり、その会に集まったりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。
⑪	第16条	プライバシーは守られる 子どもは私生活をあばかれたり、名誉を傷つけられたりしません。国はそのような行為から子どもを守ります。
⑫	第17条	よい情報を手に入れられる 子どもが心や体を成長させるためによい情報を手に入れられるよう、国はテレビ番組を作る人や本を作る人たちに働きかけます。
⑬	第23条	障がいのある子どもの成長は保障される 障がいのある子どもができるだけ自立し、社会に参加しやすくなるよう、国はできるだけのことをします。

⑭	第 24 条	健康を保てる 子どもは健康を保てます。子どもが病気の治療や予防を受けられるよう、国はできるだけのことをします。
⑮	第 25 条	よい治療を受けられる 心や体の治療を必要とする子どもは、よい治療を受けられるよう、国に定期的に病院などの状況をチェックしてもらえます。
	第 26 条	医療保険などを受けられる 子どもは、医療保険などのサービスを受けられます。家計が苦しいなどの家庭の事情を考えながら、国はサービスをします。
⑯	第 28 条	教育を受けられる・義務教育はタダ 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。
⑰	第 29 条	よい教育を受けられる 子どもは、心や体の能力を精一杯発達させ、人権・文化・文明・地球環境を大切にす、よい教育を受けられます。
⑱	第 31 条	休みを楽しむ 子どもは休みを与えられ、子どもらしい遊びをすることができます。また、文化的・芸術的な生活に参加できます。
⑲	第 32 条	ひどい働き方をさせられない 子どもが安すぎる給料で働かされ、また、危ない仕事や、心や体の成長によくない仕事をさせられないよう、国は子どもを守ります。
⑳	第 38 条	戦争から守られる 15 歳未満の子どもは兵士とされてはいけません。戦争の被害にあった子どもを守るため、国はできることを全てします。

※質問に対する条項は、特につながり深いものを挙げています。他にもどの条項とつながりがあるか考えてみましょう。

子どもの権利条約

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と定め、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要なこともあるため、子どもならではの権利も定めています。また、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

○「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれが条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に一緒に考えることが大切です。

命を守られ 成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。

子どもにとって 最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し 参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ」(<https://www.unicef.or.jp/cooperate/company/>) を基に作成

○子どもの権利は大きく分けて4つ

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。ここでは、みなさんに特に知ってほしい条項を選んで紹介します。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

【第2条】
差別されない

【第3条】
その子どもにとって最もよいことを

【第5条】
親（保護者）は心さわしい指導を

【第6条】
一人一人の子どもの生命を大切に

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

【第23条】
障がいのある子どもの成長は保障される

【第28条】
教育を受けられる義務教育はタダ

【第29条】
よい教育を受けられる

【第31条】
休みを楽しめる

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

【第18条】
子どもの成長は親（保護者）の責任

【第19条】
ひどい行為から守られる

【第30条】
少数民族・先住民の文化は守られる

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

【第12条】
自分の意見を表明できる

【第13条】
自由に表現できる

【第15条】
集会を開ける

【第16条】
プライバシーは守られる